

山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県子ども未来進学支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する山梨県子ども未来進学支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、実施要綱第1条の規定を目的とし、学習塾等がこれに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費)

第3条 学習塾等が実施要綱第6条の規定する役割を果たし、対象生徒に学習指導及び進学支援を実施した場合の県からの補助については、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 実施要綱第7条により登録を行い補助金の交付を受けようとする学習塾等は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により提出された申請書について適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた学習塾等は、事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7条 学習塾等は、知事から規則第10条の規定により事業の執行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告書)

第8条 学習塾等は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により学習塾等に通知する。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は精算払を原則とし、知事は、必要と認める場合には、交付決定した額の2分の1の範囲内で、学習塾等に対し、概算払により交付することができる。

2 学習塾等は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

対象生徒一人当たりの補助対象経費

(金額は税込)

補助対象	補助基準額
対象生徒への学習指導及び進学支援を実施した場合の経費（受講料、教材費等諸経費）	月額 25,000 円

【留意点】

- ① 実施要綱第9条第2項により、月額の起算日は毎月1日時点とし、この時点で通塾している対象生徒の経費を補助するものとする。
- ② 補助基準額を超過する場合は学習塾等の負担とし、本事業の経費を対象生徒から徴収しないこと。
- ③ 交付申請及び実績報告においては、補助基準額と実支出額とを比較して少ない方の額を選定すること。
- ④ 一人の対象生徒に対し、同時に2つ以上の学習塾等への補助は、行わない。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L

印

令和 年度山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙のとおり実施したいので、山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、本事業における経費を、対象生徒から徴収することはありませんので申し添えます。

- 1 申請内容 令和 年 月 通塾予定者分
- 2 交付申請額 (様式第1号の1)
- 3 年度収支予算書 (様式第1号の2)
- 4 その他添付書類 (別途県が指示するものがある場合に限る)

様式第1号の1

交付申請額

【学習塾等名】 _____

＜対象月＞ 令和 _____ 年 _____ 月 通塾予定者

対象生徒氏名	学年	住所（市町村）	学校名	通塾開始日

＜交付申請額＞ _____ 円

※実施要綱第9条第2項により、対象月の1日現在の通塾予定者を記載すること。

※通塾予定者数により行を増やすなど様式を調整して構わない。

様式第1号の2

令和 年度 収 支 予 算 書

【学習塾等名】 _____

○収入の部

科目：補助金		合計	円		
(内訳) 対象月	経費	積算の根拠			
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
月～ 月		通塾（予定）者	名	（中学生 名 高校生 名）	
退塾者調整	▲	※退塾者の退塾月等の状況を記載			

科目：自己負担金		合計	円		
科目	経費	積算の根拠			
自己負担金		当該補助金と学習塾等の経費との差額			

※当該補助金と学習塾等の経費との差額は学習塾等側の負担。

○支出の部

対象月	経費	積算の根拠			
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	
月分	円	対象生徒 当月実績	名	（中学生 名 高校生 名）	

※支出の部は学習塾等が定める経費により積算すること。

令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

令和 年度山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県子ども未来進学支援事業費補助金については、規則第5条第1項及び交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

令和 年 月 通塾予定者分

交付決定額 _____円

- 1 補助金の交付決定を受けた学習塾等は、事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
ただし、事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- 2 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- 3 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L

印

令和 年度山梨県子ども未来進学支援事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった山梨県子ども
未来進学支援事業費補助金ついて、次により事業計画を変更（中止・廃止）したいの
で申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※変更の場合：交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を
比較記載した書面を添付すること。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L
印

令和 年度山梨県子ども未来進学支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業実績報告書 (様式第4号の1)
- 2 年度収支決算書 (様式第4号の2)
- 3 対象生徒の通塾(出席)状況が確認できるものの写し(様式任意)
- 4 その他添付書類 (別途県が指示するものがある場合に限る)

様式第4号の1

事業実績報告書

【学習塾等名】 _____

＜令和 年 月 通塾者受入分＞

対象生徒氏名	学年	住所（市町村）	学校名	当該年度通塾期間
				R 年 月 日 ~ R 年 月 日
				R 年 月 日 ~ R 年 月 日
				R 年 月 日 ~ R 年 月 日
				R 年 月 日 ~ R 年 月 日
				R 年 月 日 ~ R 年 月 日
				R 年 月 日 ~ R 年 月 日
				R 年 月 日 ~ R 年 月 日

※実績者数により行を増やすなど様式を調整して構わない。

＜実績報告額＞ _____円

様式第4号の2

令和 年度 収支決算書

【学習塾等名】 _____

○収入の部

科目：補助金		合計		円	
(内訳) 対象月	実績額	実績の根拠			
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
月～ 月	円	通塾者数	名	(中学生 名 高校生 名)	
退塾者調整	▲	※退塾者の退塾月等の状況を記載			

科目：自己負担金		合計		円	
科目	実績額	実績の根拠			
自己負担金		当該補助金と学習塾等の経費との差額は学習塾側の負担			

○支出の部

対象月	実績額	実績の根拠			
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)
月分	円	対象生徒	当月実績	名	(中学生 名 高校生 名)

※支出の部は学習塾等が定める経費により算出すること。

第
令和 年 月 日 号

殿

山梨県知事 印

令和 年度山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあったこのことについて、山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

令和 年 月 通塾者分

補助金確定額 _____円

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL
印

令和 年度山梨県子ども未来進学支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県子ども未来進学支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり概算払の請求をいたします。

記

1 概算払請求額 _____円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 振替先銀行名 預金種別 (当座・普通)

口座名 No.